

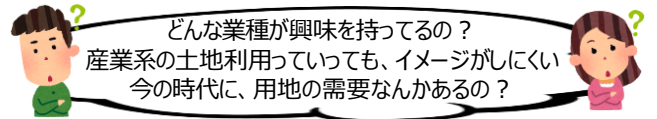
山直北地区まちづくりニュース 第8号

2020(令和2)年1月 発行
発行：山直北地区まちづくり勉強会

第6回勉強会が 開催されました

泉州山手線沿道のまちづくりの進捗としては、この山直北地区（勉強会6回 個別相談会2回）と並行して、光明地区（説明会3回 個別相談会1回）でも取り組みが行われています。今後も、それぞれの地区の皆さまの意見を伺いながら、積極的にまちづくりの検討を進めていきます。また、企業情報の調査については、現在、市内事業者、大阪府庁及び岸和田市役所の産業系部局、銀行などに本地区の取組状況について情報発信をしながら新たな用地取得意向に関するアンケート調査を実施しています（右図）。

2019（令和元）年12月22日、山直市民センターにて第6回勉強会が開催され、33名の方が参加されました。勉強会では、「泉州山手線と沿道まちづくりの進捗状況及び企業情報の調査」及び「土地区画整理をふまえた相続・贈与等の税金」について説明されました。



アンケート
(途中経過)

市内事業者だけで

アンケート回収状況	11社
希望面積合計	約6.3ha

※各企業が想定する面積の最大値を合計
※用地取得に関しては意向であり決定しているものではない

製造業
運送業等

ヒアリング
関係者

銀行等から 府内業務用地の需要は高いが、用地が不足しており困っている企業が多い

現場から 事業拡大したいが、現在の用地では手狭
・防災の観点から、山手の方に移転・機能分割したい など

第6回勉強会の様子



また、これまで皆さまのニーズが高かった税金の制度に関する内容では、区画整理事業などのまちづくり制度に精通し、全国的に税金とまちづくりをテーマとする講演を多数行っている、今仲税理士を講師にお招きし、相続・贈与・固定資産税等の内容や控除に関する制度などについてご講義いただきました。今仲税理士からは、「税金の控除などの制度については、現段階での対策などは不要です。まちづくりが具体化した段階でこういった制度を利用できるかを検討しても遅くありません。」と説明いただきました。

なお、当日の主なご質問、ご意見は次のとおりです。

- Q. 企業調査での用地取得意向とは購入？借地？
A. 現在のところ購入意向が多い状況です。
- Q. 相続時精算課税制度は、宅地でも適用可能？
A. 農地と同様に適用可能です。

- Q. 区画整理をする際、宅地でも先に贈与する方が後に相続するよりも納税額が低くなる場合はある？
A. 農地と同様に低くなる場合があります。ただし、元々相続税がかかる範囲なのかは確認が必要だと思います。

第7回勉強会は 3月頃の開催を予定

次回の第7回勉強会の開催は、3月頃を予定しております。また、これまでの配布資料の冊子のバックナンバー（第1回～第6回）は勉強会や個別相談会の会場でも準備しておりますのでお持ち帰りいただけます。

次回勉強会：2020（令和2）年
3月頃 開催予定

これまでの勉強会で使用した資料は、右記事務局に置いてありますので、ご入用の際はお問い合わせください。

より良い山直北地区のまちづくりのため、皆さまのご協力、ご参加をお願いいたします。

まちづくりに関する内容や取組み状況等のお問合せ・ご相談は下記までお尋ねください。

山直北地区まちづくり勉強会 事務局
(岸和田市まちづくり推進部都市整備課)

電話：072-447-6526

FAX：072-437-9171

メール：machi-yamadaikita@city.kishiwada.osaka.jp

市HP：<http://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/141/yamakita.html>

